

令和6年度障害福祉サービス等事業者等集団指導

障害福祉サービス事業運営に係る 留意事項について

(就労系)

三重県子ども・福祉部福祉監査課 事業所監査班

説明内容（就労系）

- 1 令和6年度障害福祉サービス等の制度改正概要（抜粋）
- 2 勤務体制の確保等
- 3 業務継続計画（BCP）の策定
- 4 衛生管理等
- 5 身体拘束等の禁止
- 6 虐待の防止
- 7 その他留意事項
- 8 事業所運営サポート型運営指導（申込制）

1. 令和6年度障害福祉サービス等の 制度改正概要（抜粋）

▶ 就労移行支援事業所

利用定員規模20名以上 ⇒ 定員10名以上から実施可能に

▶ 就労継続支援A型

基本報酬におけるスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となる項目に

▶ 就労継続支援B型

基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の新設
目標工賃達成加算の新設（10単位/日）等

1. 令和6年度障害福祉サービス等 の制度改正概要（抜粋）

▶ 就労定着支援

基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に
就労移行支援事業所等との一体的な実施に向けた見直し

▶ 就労選択支援（令和7年10月から施行） ※新たに創設

2. 勤務体制の確保等

- ▶ 管理者が役員であっても、辞令等により、従事する事業所、職種等を明確にすること。
- ▶ 出勤状況が確認できるように出勤簿やタイムカード等を整備すること。
※人員基準上、確認する必要があるため
- ▶ 従業者の資質向上のための研修の機会の確保

2. 勤務体制の確保等

- ▶ 事業主は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- ▶ 利用者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

3. 業務継続計画（BCP）の策定

【目的】

感染症・非常災害などの緊急事態発生時において、

(1) 利用者に対するサービス提供を継続的に実施
するため

(2) 早期の業務再開を図るため

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※BCP：Business Continuity Planの略

3. 業務継続計画（BCP）の策定

（1）感染症の発生に対する計画策定

- ① 役割分担、判断ができる体制の構築
- ② 感染者が発生した場合の対応
- ③ 職員確保
- ④ 業務の優先順位の整理
- ⑤ 周知・研修、訓練

3. 業務継続計画（BCP）の策定

（2）非常災害の発生に対する計画策定

- ① 正確な情報集約と判断ができる体制の構築
- ② 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、各対策を準備
 - ・ 事前対策（今何をしておくか）
設備・機器の耐震固定、インフラ停止時のバックアップ、他の施設等との連携
 - ・ 被災時の対策（どう行動するか）
人命の安全及び事業復旧に向けたルール策定、初動対応
- ③ 業務の優先順位の整理
- ④ 周知・研修、訓練

3. 業務継続計画（BCP）の策定

(3) B C P 未策定に伴う減算

- ① 令和6年4月1日からB C Pの策定が義務化
- ② 100分の1に相当する単位数を減算(就労継続支援等の就労系)
- ③ 「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」が策定済みの場合、令和7年3月31日まで減算適用外
- ④ 就労定着支援等一部の事業では「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日まで減算適用外

4. 衛生管理等

- ① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」
を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員全員に周知徹底を図ること。

4. 衛生管理等

- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針（ガイドライン）を整備すること。
- ・ 平時の対策の例
手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目など
 - ・ 発生時の対応の例
発生状況の把握、感染拡大の防止策、医療機関や保健所等関係機関との連携要領など

4. 衛生管理等

- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- ・ 研修：②で作成した指針に基づいた計画を作成し、定期的
に研修を行う
 - ・ 訓練：平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、
定期的訓練（シミュレーション）を行う

※令和6年4月1日から義務化

5. 身体的拘束等の禁止

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録
 - ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備
 - ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施
- ※ これらが未実施の場合、「身体拘束廃止未実施減算」に該当
(改) 所定単位数の1%減算(就労継続支援、就労移行支援等の場合)

6. 虐待の防止

- ① 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施
- ③ ①及び②の措置を適切に実施するための「担当者」を設置

※令和6年4月1日から義務化

上記の障がい者虐待防止措置を未実施の場合は、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）の対象となる（新設）

7. その他留意事項 (介護給付費の額に係る通知等)

事業者は、法定代理受領により、市町村から介護給付費の支払を受けた場合には、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者に係る介護給付費の額の通知が必要

しかし、実地指導において、利用者の自己負担分のみを通知し、上記介護給付費の通知をしていない事業者を確認

自己負担分のみでなく、介護給付費の額の通知の徹底を

7. その他留意事項

(事故・苦情対応)

発生した事故（ヒヤリハットも含む。）や受けた苦情はその内容や状況、採った処置等を適切に記録し、事態の解決やサービスの質の向上に繋げるよう努めること。

※ 苦情窓口は、事業所内のものだけでなく、各利用者の居住する市町や運営適正化委員会等外部の窓口の併記が望ましい。

8. 事業所運営サポート型 運営指導（申込制）

●対象事業所

- ・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者
- ・事業種別は 訪問系、通所系

介護保険サービス：訪問介護、通所介護など

障害福祉サービス：放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

「事業開始後3年程度」や、対象種別は、概ねの目安です。
少しでも検討されている場合は、ご相談ください。

●受付開始 令和6年7月1日から

福祉監査課HPから申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ
福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

申込用紙には実施希望時期をご記入いただけます。ご希望に添えない可能性もありますが、できるだけ配慮させていただきます。

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の運営指導と同じ

●実施場所 事業所を予定

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立てください。お申込みをお待ちしております。

ご視聴いただきありがとうございました

福祉監査課HPに示した
入力フォームから「参加確認票イ」
の提出をお願いします。



参加確認票の提出（送信）は、
令和6年8月30日（金）までをお願いします。